

第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																									
<p><b>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>7-58-1 性能要件</b></p> <p><b>7-58-1-1 テスタ等による審査</b></p> <p>9-6 又は 9-7 の規定による。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-58-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">自動車の種別</th> <th style="width: 10%;">一酸化炭素</th> <th style="width: 10%;">非メタン炭化水素</th> <th style="width: 10%;">窒素酸化物</th> <th style="width: 10%;">粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.11</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、3.5t 超]</p> <p>③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)に 0.14 を乗じた値をそれぞれ加算した値</p>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007	<p><b>8-58 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p><b>8-58-1 性能要件 (テスタ等による審査)</b></p> <p>9-6 又は 9-7 の規定による。(保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係)</p>
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																						
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007																						
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007																						
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009																						
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007																						

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																								
<p>を、同別添に規定する暖機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.86 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での WHTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.14 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 6 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>[軽油、3.5t 以下]</p> <p>④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">一酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">非メタン炭化水素</th> <th style="text-align: center;">窒素酸化物</th> <th style="text-align: center;">粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> <td style="text-align: center;">0.037</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> <td style="text-align: center;">0.037</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">0.88</td> <td style="text-align: center;">0.037</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> <td style="text-align: center;">0.013</td> </tr> </tbody> </table> <p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]</p> <p>⑤ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 10 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]</p> <p>⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">一酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">非メタン炭化水素</th> <th style="text-align: center;">窒素酸化物</th> <th style="text-align: center;">粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td style="text-align: center;">2.03</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">2.03</td> <td style="text-align: center;">0.16</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.009</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 車両総重量が 3.5t 以</td> <td style="text-align: center;">4.48</td> <td style="text-align: center;">0.23</td> <td style="text-align: center;">0.36</td> <td style="text-align: center;">0.013</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009	イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009	ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009	イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009	ウ 車両総重量が 3.5t 以	4.48	0.23	0.36	0.013	
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																					
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009																																					
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009																																					
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013																																					
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																					
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009																																					
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009																																					
ウ 車両総重量が 3.5t 以	4.48	0.23	0.36	0.013																																					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																		
	下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの																																						
	エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009																																		
<p>[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]</p> <p>⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第14号関係、細目告示第119条第1項第7号関係)</p> <p>[軽油、大型特殊]</p> <p>⑧ 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)を、細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容積比で表した値をgに換算した値)に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物(大気開放するブローバイ・ガスを含む。)に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第16号関係、細目告示第119条第1項第8号関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>6.5</td> <td>0.9</td> <td>5.3</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>6.5</td> <td>0.9</td> <td>5.3</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>6.5</td> <td>0.25</td> <td>0.53</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>6.5</td> <td>0.25</td> <td>0.53</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>オ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>4.6</td> <td>0.25</td> <td>0.53</td> <td>0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>[二輪車]</p> <p>⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動</p>										自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04	イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033	ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03	エ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03	オ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																			
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04																																			
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033																																			
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03																																			
エ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03																																			
オ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03																																			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																																																																																																											
<p>車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、一酸化炭素については1.33、炭化水素については0.13、非メタン炭化水素については0.088、窒素酸化物については0.096、粒子状物質については0.0063を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第18号関係、細目告示第119条第1項第9号関係)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量又は車両重量の範囲は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>① WLTC測定モード並びにシャシダイナモメータを使用して測定したJE05測定モード及びWHTC測定モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、排出ガス測定モードごとに適用される次表において、受検車両の車両重量が該当する等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C測定モード以外の測定モードを用いた場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>～ 452</td><td>500</td></tr> <tr><td>2</td><td>453 ～ 577</td><td>625</td></tr> <tr><td>3</td><td>578 ～ 702</td><td>750</td></tr> <tr><td>4</td><td>703 ～ 827</td><td>875</td></tr> <tr><td>5</td><td>828 ～ 1015</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>1016 ～ 1265</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>7</td><td>1266 ～ 1515</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>8</td><td>1516 ～ 1765</td><td>1,750</td></tr> <tr><td>9</td><td>1766 ～ 2015</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>2016 ～ 2265</td><td>2,250</td></tr> <tr><td>11</td><td>2266 ～ 2515</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>12</td><td>2516 ～ 2765</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>13</td><td>2766 ～ 3140</td><td>3,000</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">以下500kgとび</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C測定モードを用いた場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>～ 370</td><td>455</td></tr> <tr><td>2</td><td>371 ～ 430</td><td>510</td></tr> <tr><td>3</td><td>431 ～ 485</td><td>570</td></tr> <tr><td>4</td><td>486 ～ 540</td><td>625</td></tr> <tr><td>5</td><td>541 ～ 600</td><td>680</td></tr> <tr><td>6</td><td>601 ～ 655</td><td>740</td></tr> <tr><td>7</td><td>656 ～ 740</td><td>800</td></tr> <tr><td>8</td><td>741 ～ 855</td><td>910</td></tr> <tr><td>9</td><td>856 ～ 970</td><td>1,020</td></tr> <tr><td>10</td><td>971 ～ 1080</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>11</td><td>1081 ～ 1195</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>12</td><td>1196 ～ 1310</td><td>1,360</td></tr> <tr><td>13</td><td>1311 ～ 1420</td><td>1,470</td></tr> <tr><td>14</td><td>1421 ～ 1530</td><td>1,590</td></tr> <tr><td>15</td><td>1531 ～ 1650</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>16</td><td>1651 ～ 1760</td><td>1,810</td></tr> <tr><td>17</td><td>1761 ～ 1870</td><td>1,930</td></tr> <tr><td>18</td><td>1871 ～ 1990</td><td>2,040</td></tr> <tr><td>19</td><td>1991 ～ 2100</td><td>2,150</td></tr> <tr><td>20</td><td>2101 ～ 2270</td><td>2,270</td></tr> <tr><td>21</td><td>2271 ～ 2515</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>22</td><td>2516 ～ 2765</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>23</td><td>2766 ～ 3140</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>24</td><td>3141 ～ 3640</td><td>3,500</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">以下500kgとび</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車についてWMTC測定モード以外の測定モードを用いた場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>二輪自動車の車両重量 (kg)</th> <th>側車付二輪自動車の車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>～ 30</td><td></td><td>80</td></tr> <tr><td>2</td><td>31 ～ 40</td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>3</td><td>41 ～ 50</td><td></td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	1	～ 452	500	2	453 ～ 577	625	3	578 ～ 702	750	4	703 ～ 827	875	5	828 ～ 1015	1,000	6	1016 ～ 1265	1,250	7	1266 ～ 1515	1,500	8	1516 ～ 1765	1,750	9	1766 ～ 2015	2,000	10	2016 ～ 2265	2,250	11	2266 ～ 2515	2,500	12	2516 ～ 2765	2,750	13	2766 ～ 3140	3,000	以下500kgとび			ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	1	～ 370	455	2	371 ～ 430	510	3	431 ～ 485	570	4	486 ～ 540	625	5	541 ～ 600	680	6	601 ～ 655	740	7	656 ～ 740	800	8	741 ～ 855	910	9	856 ～ 970	1,020	10	971 ～ 1080	1,130	11	1081 ～ 1195	1,250	12	1196 ～ 1310	1,360	13	1311 ～ 1420	1,470	14	1421 ～ 1530	1,590	15	1531 ～ 1650	1,700	16	1651 ～ 1760	1,810	17	1761 ～ 1870	1,930	18	1871 ～ 1990	2,040	19	1991 ～ 2100	2,150	20	2101 ～ 2270	2,270	21	2271 ～ 2515	2,500	22	2516 ～ 2765	2,750	23	2766 ～ 3140	3,000	24	3141 ～ 3640	3,500	以下500kgとび			ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	1	～ 30		80	2	31 ～ 40		90	3	41 ～ 50		100	
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																																																																																																																																										
1	～ 452	500																																																																																																																																										
2	453 ～ 577	625																																																																																																																																										
3	578 ～ 702	750																																																																																																																																										
4	703 ～ 827	875																																																																																																																																										
5	828 ～ 1015	1,000																																																																																																																																										
6	1016 ～ 1265	1,250																																																																																																																																										
7	1266 ～ 1515	1,500																																																																																																																																										
8	1516 ～ 1765	1,750																																																																																																																																										
9	1766 ～ 2015	2,000																																																																																																																																										
10	2016 ～ 2265	2,250																																																																																																																																										
11	2266 ～ 2515	2,500																																																																																																																																										
12	2516 ～ 2765	2,750																																																																																																																																										
13	2766 ～ 3140	3,000																																																																																																																																										
以下500kgとび																																																																																																																																												
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																																																																																																																																										
1	～ 370	455																																																																																																																																										
2	371 ～ 430	510																																																																																																																																										
3	431 ～ 485	570																																																																																																																																										
4	486 ～ 540	625																																																																																																																																										
5	541 ～ 600	680																																																																																																																																										
6	601 ～ 655	740																																																																																																																																										
7	656 ～ 740	800																																																																																																																																										
8	741 ～ 855	910																																																																																																																																										
9	856 ～ 970	1,020																																																																																																																																										
10	971 ～ 1080	1,130																																																																																																																																										
11	1081 ～ 1195	1,250																																																																																																																																										
12	1196 ～ 1310	1,360																																																																																																																																										
13	1311 ～ 1420	1,470																																																																																																																																										
14	1421 ～ 1530	1,590																																																																																																																																										
15	1531 ～ 1650	1,700																																																																																																																																										
16	1651 ～ 1760	1,810																																																																																																																																										
17	1761 ～ 1870	1,930																																																																																																																																										
18	1871 ～ 1990	2,040																																																																																																																																										
19	1991 ～ 2100	2,150																																																																																																																																										
20	2101 ～ 2270	2,270																																																																																																																																										
21	2271 ～ 2515	2,500																																																																																																																																										
22	2516 ～ 2765	2,750																																																																																																																																										
23	2766 ～ 3140	3,000																																																																																																																																										
24	3141 ～ 3640	3,500																																																																																																																																										
以下500kgとび																																																																																																																																												
ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																																																																																																																																									
1	～ 30		80																																																																																																																																									
2	31 ～ 40		90																																																																																																																																									
3	41 ～ 50		100																																																																																																																																									

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
	4	51 ~ 60	~ 5				110
	5	61 ~ 70	6 ~ 15				120
	6	71 ~ 80	16 ~ 25				130
	7	81 ~ 90	26 ~ 35				140
	8	91 ~ 110	36 ~ 55				150
	9	111 ~ 130	56 ~ 75				170
	10	131 ~ 150	76 ~ 95				190
	11	151 ~ 170	96 ~ 115				210
	12	171 ~ 190	116 ~ 135				230
	13	191 ~ 215	136 ~ 160				260
	14	216 ~ 245	161 ~ 190				280
	15	246 ~ 275	191 ~ 220				310
	16	276 ~ 305	221 ~ 250				340
	17	306 ~ 340	251 ~ 285				380
	18	341 ~ 380	286 ~ 325				410
		以下 40kg とび					
エ 二輪自動車及び側車付二輪自動車について WMTc 測定モードを用いた場合							
	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)				
	1	~ 30	100				
	2	31 ~ 40	110				
	3	41 ~ 50	120				
	4	51 ~ 60	130				
	5	61 ~ 70	140				
	6	71 ~ 80	150				
	7	81 ~ 90	160				
	8	91 ~ 100	170				
	9	101 ~ 110	180				
	10	111 ~ 120	190				
	11	121 ~ 130	200				
	12	131 ~ 140	210				
	13	141 ~ 150	220				
	14	151 ~ 160	230				
	15	161 ~ 170	240				
	16	171 ~ 180	250				
	17	181 ~ 190	260				
	18	191 ~ 200	270				
	19	201 ~ 210	280				
	20	211 ~ 220	290				
	21	221 ~ 230	300				
	22	231 ~ 240	310				
	23	241 ~ 250	320				
	24	251 ~ 260	330				
	25	261 ~ 270	340				
	26	271 ~ 280	350				
	27	281 ~ 290	360				
	28	291 ~ 300	370				
	29	301 ~ 310	380				
	30	311 ~ 320	390				
	31	321 ~ 330	400				
	32	331 ~ 340	410				
	33	341 ~ 350	420				
	34	351 ~ 360	430				
	35	361 ~ 370	440				
	36	371 ~ 380	450				
	37	381 ~ 390	460				
	38	391 ~ 400	470				
	39	401 ~ 410	480				
	40	411 ~ 420	490				
	41	421 ~ 430	500				
		以下 10kg とび					
② シャシダイナモメータを使用した JE05 測定モード又は WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。 ただし、機械式慣性を使用するシャシダイナモメータで排出ガス試験を実施したものは、次表において、受検車両の試験自動車重量が該当する等価慣性重量と同一であればよいものとする。 なお、試験自動車重量とは次に掲げる重量とする。 ア JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次							

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																														
<p>のとおりとする。</p> <p>(ア) 最大積載量が指定されている自動車にあっては、空車状態の重量に最大積載量の2分の1の重量及び55kgを加えた重量</p> <p>(イ) 乗車定員が11人以上の自動車にあっては、空車状態の重量に乗車定員の2分の1の人員に55kgを乗じて得た重量を加えた重量</p> <p>(ウ) セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、空車状態の重量に空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態の重量及び55kgを加えた重量</p> <p>ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態の重量」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態の重量」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあっては「17726kgを積載した状態の重量」と読み替えて適用することができるものとする。</p> <p>イ WHTC測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 最大積載量が500kgを超える自動車にあっては、空車状態の重量に最大積載量（セミトレーラを牽引するけん引自動車の第五輪荷重を含む。）及び55kgを加えた重量</p> <p>(イ) 最大積載量が500kg以下の自動車及び専ら乗用の用に供する自動車にあっては積車状態の重量</p> <table border="1" data-bbox="348 994 1047 1546"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>試験自動車重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1876 ～ 2125</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>2126 ～ 2375</td><td>2,250</td></tr> <tr><td>3</td><td>2376 ～ 2625</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>4</td><td>2626 ～ 2875</td><td>2,750</td></tr> <tr><td>5</td><td>2876 ～ 3125</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>3126 ～ 3375</td><td>3,250</td></tr> <tr><td>7</td><td>3376 ～ 3625</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>8</td><td>3626 ～ 3875</td><td>3,750</td></tr> <tr><td>9</td><td>3876 ～ 4250</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>4251 ～ 4750</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>11</td><td>4751 ～ 5250</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>5251 ～ 5750</td><td>5,500</td></tr> <tr><td>13</td><td>5751 ～ 6250</td><td>6,000</td></tr> <tr><td></td><td>以下500kgとび</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>③ WLTC測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量は、受検車両の車両重量に次表に掲げる区分に応じた値を加えた重量又は減じた重量の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="348 1688 1047 1947"> <thead> <tr> <th colspan="2">用途及び種別 (改造前)</th> <th>重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">乗用自動車</td> <td>普通自動車</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物自動車</td> <td>普通自動車</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>[排出ガス非認証車の適用猶予]</p> <p>(3) 平成18年10月1日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたもの）にあっては、2.5tを超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第28条第84項関係）</p> <p>ア 保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は7-5-2（7-5-5-2）に該当する普通自動車及び小型自動車〔牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであって外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕</p> <p>イ 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）</p> <p>ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、3軸以上の車輪に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの〔本邦において自動車を製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であって外国において本邦に輸出される自動</p>	ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	1	1876 ～ 2125	2,000	2	2126 ～ 2375	2,250	3	2376 ～ 2625	2,500	4	2626 ～ 2875	2,750	5	2876 ～ 3125	3,000	6	3126 ～ 3375	3,250	7	3376 ～ 3625	3,500	8	3626 ～ 3875	3,750	9	3876 ～ 4250	4,000	10	4251 ～ 4750	4,500	11	4751 ～ 5250	5,000	12	5251 ～ 5750	5,500	13	5751 ～ 6250	6,000		以下500kgとび		用途及び種別 (改造前)		重量 (kg)	乗用自動車	普通自動車	60	小型自動車	50	軽自動車	40	貨物自動車	普通自動車	100	小型自動車	60	軽自動車	40	
ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																																																													
1	1876 ～ 2125	2,000																																																													
2	2126 ～ 2375	2,250																																																													
3	2376 ～ 2625	2,500																																																													
4	2626 ～ 2875	2,750																																																													
5	2876 ～ 3125	3,000																																																													
6	3126 ～ 3375	3,250																																																													
7	3376 ～ 3625	3,500																																																													
8	3626 ～ 3875	3,750																																																													
9	3876 ～ 4250	4,000																																																													
10	4251 ～ 4750	4,500																																																													
11	4751 ～ 5250	5,000																																																													
12	5251 ～ 5750	5,500																																																													
13	5751 ～ 6250	6,000																																																													
	以下500kgとび																																																														
用途及び種別 (改造前)		重量 (kg)																																																													
乗用自動車	普通自動車	60																																																													
	小型自動車	50																																																													
	軽自動車	40																																																													
貨物自動車	普通自動車	100																																																													
	小型自動車	60																																																													
	軽自動車	40																																																													

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。]</p> <p>(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。 ただし、軽油を燃料とするものにあつては、7-58-1-1の規定に適合するものに限る。(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p><b>7-58-2 欠番</b> <b>7-58-3 欠番</b></p> <p><b>7-58-4 適用関係の整理</b></p> <p>次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)</p>	<p><b>8-58-2 欠番</b> <b>8-58-3 欠番</b> <b>8-58-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-58-4の規定を適用する。</p>

自動車の種別		最終適用時期	従前規定	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和4年9月30日 7-58-5 (従前規定の適用①)	
		2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和4年9月30日 7-58-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-7 (従前規定の適用③)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-8 (従前規定の適用④)
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-9 (従前規定の適用⑤)
			車両総重量が3.5tを超えるもの	平成22年8月31日 7-58-10 (従前規定の適用⑥)
	軽自動車		令和4年9月30日 7-58-11 (従前規定の適用⑦)	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車		平成20年8月31日 7-58-12 (従前規定の適用⑧)		
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和4年9月30日 7-58-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和4年9月30日 7-58-14 (従前規定の適用⑩)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-15 (従前規定の適用⑪)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-16 (従前規定の適用⑫)
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-17 (従前規定の適用⑬)
			車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のもの	令和元年8月31日 7-58-18 (従前規定の適用⑭)
			車両総重量が7.5tを超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの
	第五輪荷重を有する牽引自動車	平成30年8月31日 7-58-18 (従前規定の適用⑭)		
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和4年9月30日 7-58-19 (従前規定の適用⑮)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和4年9月30日 7-58-20 (従前規定の適用⑯)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-21 (従前規定の適用⑰)
			車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	令和4年9月30日 7-58-22 (従前規定の適用⑱)
			車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの	平成23年9月30日 7-58-23 (従前規定の適用⑲)
			車両総重量が12tを超えるもの	平成22年8月31日 7-58-23 (従前規定の適用⑲)
	軽自動車		令和4年9月30日 7-58-24 (従前規定の適用⑳)	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの		平成29年8月31日 7-58-25 (従前規定の適用㉑)	
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの		平成29年8月31日 7-58-26 (従前規定の適用㉒)	
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの		平成29年8月31日 7-58-27 (従前規定の適用㉓)	
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの		平成29年8月31日 7-58-28 (従前規定の適用㉔)	
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの		平成28年8月31日 7-58-29 (従前規定の適用㉕)	
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車		令和4年10月31日 7-58-30		

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

(従前規定の適用⑥)

**7-58-5 従前規定の適用①**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分					7-58-1-2(1)②ア関係							適用関係 告示根拠	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸 入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
昭50	A	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.60 11.0	同上			6項	
51	B	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.84 8.00	同上	慣性重量 1t以下		9項	
	C	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	1.20 9.00	同上	慣性重量 1t超			
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上			29項	
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上	※1		29項	
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km) 11(g/test)	2.70 85.0	0.39 9.50	0.48 6.00	同上	※1		57項	
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17	同上			74項	
					11(g/test)	31.1	4.42	2.50					
17	A C D N	A B L	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車	1.92	0.08	0.08	同上	HCについ てはNMHC とする。		10・15モード <sup>*</sup> ×0.88+11モード <sup>*</sup> ×0.12(g/km)
						OBDII車							10・15モード <sup>*</sup> ×0.75+ JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)
						平20.10.1							平22.9.1
			平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項	
21	L M Q R	A B L	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	173項	
30	3 4 5 6 7	A B L	A Z	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	189項
				令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	190項
				令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 「慣性重量」とは、等価慣性重量をいう。
- モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
  - ※1は、平成3年10月31日(輸入自動車にあっては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
  - ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
  - ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
  - ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
  - 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
  - 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-6 従前規定の適用②**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

区分					7-58-1-2 (1) ②ア関係												
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠						
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考							
なし	なし	昭50.3.31以前	昭51.3.31以前	昭52.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし						
昭50	A	昭50.4.1	昭51.4.1	なし	10 (g/km)	2.70	5.60	0.50	同上		5項						
					11 (g/test)	85.0	33.0	6.00									
50	A	昭52.10.1	昭52.10.1	昭52.10.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.50	同上		9項						
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00									
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上		29項						
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00									
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※1	29項						
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00									
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※1	57項						
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00									
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上		74項						
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50									
17	A C D N	A B L A	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについてはNMHCとする。	103項				
						OBDⅡ車								10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)			
								平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項
								平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項
21	L M Q R	A B L A	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	173項					
30	3 4 5 6 7	A B L Z	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモード (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	189項					
			令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	190項					
			令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 ※1は、平成3年10月31日(輸入自動車にあっては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
- 3 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
- 4 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 5 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 6 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-58-1-2 (1) ②イ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸 入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上		10項
					11 (g/test)	130.0	17.0	20.0			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
54	J	昭54.4.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.40	同上		13項	
					11 (g/test)	130.0	17.0	10.0				
56	L	昭56.1.1	昭56.12.1	昭58.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.84	同上		21項	
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.00				
63	R	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上		29項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00				
平3	R	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※1	29項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00			57項	
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	※1	57項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00				
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上		74項	
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50				
17	A C D N	A B L E	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車 10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.88 + 11 モ-ト <sup>*</sup> × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	HCについてはNMHCとする。	103項
			平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109項
			平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08H モ-ト <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	124項
21	L M Q R	A B L E	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	173項
30	3 4 5 6 7	A B L E	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	189項
			令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	190項
			令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- ※1は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
- ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
- ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

#### 7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②ウ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モ-ト <sup>*</sup> (単位)	モ-ト <sup>*</sup> 規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車（輸 入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上		10項
					11 (g/test)	130.0	17.0	20.0			
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上		14項
					11 (g/test)	130.0	17.0	11.0			
56	L	昭56.12.1	昭57.11.1	昭59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上		23項
					11 (g/test)	130.0	17.0	9.50			
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.98	同上		29項
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50			
3	T	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.98	同上	※1	29項
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50			41項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
6	GA	平 6.12.1	平 7.11.1	平 8.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.63	同上		51 項				
					11 (g/test)	130.0	17.0	6.60							
10	GC	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.63	同上		59 項				
					11 (g/test)	104.0	9.50	6.60							
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平 13.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25	同上		74 項				
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78							
17	A C D N	A B L F	平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	OBD 車	$10 \cdot 15 \text{ モー} \times 0.88 + 11 \text{ モー} \times 0.12$ (g/km)	4.08	0.08	0.10	同上	HC については NMHC とする。	103 項		
						OBD II 車	$10 \cdot 15 \text{ モー} \times 0.75 + \text{JC08C モー} \times 0.25$ (g/km)	同上	同上	同上				同上	同上
						平 20.10.1	平 22.9.1								
平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モー $\times 0.75 + \text{JC08C モー} \times 0.25$ (g/km)	同上	同上	同上	同上				同上	124 項			
21	L M Q R	A B L F	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	173 項			
30	3 4 5 6 7	A B L F	令 1.10.1	令 3.9.1※2	令 3.9.1	WLTC モー (g/km) ※3	4.48	0.23	0.11	同上	同上	189 項			
			令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モー (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	190 項			
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モー (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—			

注 1 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- ※1 は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入自動車にあっては、平成 5 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 3 年 11 月 1 日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
- ※2 は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
- ※3 は、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
- ※4 は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙 4 に定める設定を適用した WLTC モードとする。
- 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 識別記号が 3 桁のものにあっては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 2.5t を超えて 3.5t 以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モード (単位)	7-58-1-2 (1) ②ウ関係					適用関係 告示根拠
		適用時期					モード規制値					
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	なし	昭 53.12.31 以前	昭 54.11.30 以前	昭 56.3.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし		なし
					平 15.8.31 以前	同上	同上	同上	同上	同上		1 項 表 10 号
昭 54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1		6CO (%) HC・NOx (ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	同上	ガソリン LPG	16 項
57	M	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	990 990	同上	ガソリン LPG	24 項
平 1	T	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	850 850	同上	ガソリン LPG	32 項
4	Z	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1		13 (g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	同上	ガソリン LPG	42 項
7	GB	平 7.12.1	平 8.11.1	平 9.4.1		同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	同上	ガソリン LPG	52 項
10	GE	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90	同上		60 項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)												
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC		平 13.10.1	平 15.9.1	平 15.9.1	10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25	同上		74 項						
													11 (g/test)	38.5	4.42	2.78		
	なし				平 15.9.1	同上	同上	同上	同上	同上		同上						
17	A A F C B D L N		平 17.10.1	平 19.9.1	平 19.9.1	OBD 車 10・15 モト <sup>*</sup> × 0.88 + 11 モト <sup>*</sup> × 0.12 (g/km)	4.08	0.08	0.10	同上	HC につい ては NMHC とする。	103 項						
													OBD II 車 10・15 モト <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)					
			なし			平 19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上					
			A A F C B D L N	平 20.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	10・15 モト <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	109 項					
なし			平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上								
21	L A F M B Q L R		平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	173 項						
			なし										平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上
30	3 A F 4 B 5 L 6 7		令 1.10.1	令 3.9.1※1	令 3.9.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※2	4.48	0.23	0.11	同上	同上	189 項						
			令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1								WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	190 項
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1								WLTC モト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	—
	なし			令 3.9.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	189 項							
				令 3.10.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項						
				令 4.10.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上						

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 3 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。
- 4 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 5 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モト <sup>*</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ①関係					適用関係 告示根拠
		適用時期					モト <sup>*</sup> 規制値					
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車（排出ガス非認証車を除く。）	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	なし	昭 53.12.31 以前	昭 54.11.30 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	
						平 18.9.30 以前	同上	同上	同上	同上		1 項 表 10 号
昭 54	J	昭 54.1.1	昭 54.12.1	昭 56.4.1	6CO (%) HC・NOx (ppm)	1.6	520	1390	同上	ガソリン	16 項	
						1.1	440	1390	同上	LPG		
57	M	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	1.6	520	990	同上	ガソリン	24 項	
						1.1	440	990	同上	LPG		
平 1	T	平 1.10.1	平 2.9.1	平 3.4.1	同上	1.6	520	850	同上	ガソリン	32 項	
						1.1	440	850	同上	LPG		

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
4	Z	平 4. 10. 1	平 5. 9. 1	平 6. 4. 1	/	13 (g/kWh)	136.0	7.90	7.20	同上	ガソリン	42 項
							105.0	6.80	7.20	同上	LPG	
7	GB	平 7. 12. 1	平 8. 11. 1	平 9. 4. 1	/	同上	136.0	7.90	5.90	同上	ガソリン	52 項
							105.0	6.80	5.90	同上	LPG	
10	GE	平 10. 10. 1	平 11. 9. 1	平 12. 4. 1	/	同上	68.0	2.29	5.90	同上		60 項
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平 13. 10. 1	平 15. 9. 1	平 15. 9. 1	/	同上	26.0	0.99	2.03	同上		75 項
	なし	/	/	/	平 18. 10. 1	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	75 項 84 項 表1号
17	A C D N A B L A G L	平 17. 10. 1	平 19. 9. 1	平 19. 9. 1	/	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	HC については、NMHCとする。	122 項
	なし	/	/	/	平 19. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	84 項 表1号
21	L M Q R A B L A G L	平 21. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	/	同上	同上	同上	同上	0.013	HC については、NMHCとする。	-
	なし	/	/	/	平 22. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	-

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、7-58-1-2 (3) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ②エ関係						
規制年	識別記号	適用時期			測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
なし	なし	昭 50. 3. 31 以前	昭 50. 11. 30 以前	昭 51. 3. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし
昭 50	H	昭 50. 4. 1	昭 50. 12. 1	昭 51. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上		10 項
					11 (g/test)	130	17.0	20.0			
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
54	J	昭 54. 1. 1	昭 54. 12. 1	昭 56. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上		15 項
					11 (g/test)	130	17.0	11.0			
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
57	M	昭 57. 1. 1	昭 57. 12. 1	昭 59. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上		26 項
					11 (g/test)	130	17.0	9.50			
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
平 2	V	平 2. 10. 1	平 3. 9. 1	平 4. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上		29 項
					11 (g/test)	130	17.0	7.50			
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
3	V	平 3. 11. 1	平 3. 11. 1	平 5. 4. 1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	※1	29 項 51 項
					11 (g/test)	130	17.0	7.50			
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル※1	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
10	GD	平 10. 10. 1	平 11. 9. 1	平 12. 4. 1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.48	同上		61 項
					11 (g/test)	104	9.50	6.00			
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル	
					11 (g/test)	130	70.0	4.00			
14	GM HS	平 14. 10. 1	平 15. 9. 1	平 15. 9. 1	10・15 (g/km)	5.11	0.25	0.25	同上		74 項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	TE					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63					
	XE													
	LE					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	2サイクル			
	YE													
	UE					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
	ZE													
19	E G H	A B L	D	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	OBD車	$10 \cdot 15 \text{ モト}^\circ \times 0.88 + 11 \text{ モト}^\circ \times 0.12$ (g/km)	6.67	0.08	0.08	同上	HC については NMHC とする。	103 項
							OBDII車	$10 \cdot 15 \text{ モト}^\circ \times 0.75 + \text{JC08C モト}^\circ \times 0.25$ (g/km)						
				平 20.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1		$10 \cdot 15 \text{ モト}^\circ \times 0.75 + \text{JC08C モト}^\circ \times 0.25$ (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上
			平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1		$\text{JC08H モト}^\circ \times 0.75 + \text{JC08C モト}^\circ \times 0.25$ (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124 項
21	L M Q R	A B L	D	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上		同上	同上	同上	0.007	同上	173 項
30	3 4 5 6 7	A B L	D Y	令 1.10.1	令 3.9.1※2	令 3.9.1	WLTC モト <sup>°</sup> (g/km) ※3	7.06	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項
				令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モト <sup>°</sup> (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
				令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト <sup>°</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 「2サイクル」とは、2サイクルの原動機を有する自動車をいう。

3 ※1は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。

4 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。

5 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

6 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-12 従前規定の適用⑧**

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上560kW未満）であって、平成20年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成19年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上560kW未満）

区分					7-58-1-2 (1) ⑦関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モト <sup>°</sup> (単位)	モト <sup>°</sup> 規制値				適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	備考	
なし	なし	平 19.9.30 以前	平 20.8.31 以前	平 20.8.31 以前	なし	なし	なし	なし		1 項 9 号
19	E A B L	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	7 (g/kWh)	26.6	0.80	0.80	HC については THC とする。	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車のモード規制は、7-58-1-2 (4) により、規制の適用が猶予されている。

3 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-13 従前規定の適用⑨**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑨-1]

(1) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

(2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑨-2]

(3) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区分					7-58-1-2 (1) ④ア関係						ディーゼル4モード関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モト <sup>°</sup> (単位)	モト <sup>°</sup> 規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モト <sup>°</sup> (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	同上	
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		20項	同上	同上	
61	Q	昭61.10.1	昭62.9.1	昭63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28項	同上	同上	
		昭62.10.1	昭63.9.1	平1.4.1	同上	2.70	0.62	0.98	同上	AT				
平2	X	平2.12.1	平3.11.1	平5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	
3	X	平3.11.1	同上	同上	10・15 (g/km)	2.70	0.62	0.72	同上	※	37項	同上	同上	
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34	※	43項	同上	同上	
9	KE	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	
	HA													
	DA													
	WA													
	DB													
	WB													
	DC													
WC														
14	KM	平14.10.1	平16.9.1～ 平19.8.31	平16.9.1～ 平19.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	同上	76項	
	HT													
	TF													
	XF													
	LF													
	YF													
	UF													
ZF														
17	A	平17.10.1	平15.10.1～ 平22.8.31	平15.10.1～ 平22.8.31	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.88+11モ-ト <sup>*</sup> × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについては NMHC と する。	105項	25	105項 111項 128項 81項	
	C													
	B													
	D													
N	P	平20.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ- ト <sup>*</sup> ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項			
														M
P		平21.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	JC08H モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ- ト <sup>*</sup> ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項			

- 注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。  
 2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車をいう。  
 3 「直噴式」とは、直噴式の前駆機を有する自動車をいう。  
 4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 5 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成7年8月31日（輸入自動車にあっては、平成8年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）  
 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 7 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 8 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第28条第81項関係）  
 9 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			7-58-1-2 (1) ④ア関係								
		適用時期			測定モ-ト <sup>*</sup> (単位)	モ-ト <sup>*</sup> 規制値					適用関係 告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車（輸 入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	備考			
21	L F M Q R	C D M	A	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08H モ-ト <sup>*</sup> ×0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		175項
30	3 4 5 6 7	C D M	A	平30.10.1	令3.1.1※1	令3.1.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009		189項
				令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上		190項
				令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモ-ト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上		—

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

(1) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

(2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑩-2]

(3) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			7-58-1-2 (1) ④ア関係						ディーゼル4モード関係		
		適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード <sup>*</sup> (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		20項	同上	同上
61	Q	昭61.10.1	昭62.9.1	昭63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30項	同上	同上
		昭62.10.1	昭63.9.1	平1.4.1	同上	2.70	0.62	1.26	同上	AT			
平3	Q	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	30項31項	同上	同上
4	Y	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	※	37項	同上	同上
6	KD	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47項	同上	同上
10	KH	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上
	HD												
	DK												
	WK												
	DL												
	WL												
	DM												
	WM												
14	KN	平14.10.1	平16.9.1～ 平19.8.31	平16.9.1～ 平19.8.31	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	同上	76項
	TG												
	XG												
	LG												
	YG												
	UG												
	ZG												
17	A	平17.10.1	平15.10.1～ 平22.8.31	平15.10.1～ 平22.8.31	10・15モード <sup>*</sup> × 0.88+11モード <sup>*</sup> × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCについてはNMHCとする。	105項	25	105項 111項 128項 81項
	C												
	D												
	P												
17	B	平20.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	10・15モード <sup>*</sup> × 0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項		
	M												
	N												
17	M	平21.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	JC08Hモード <sup>*</sup> × 0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項		
	M												

- 注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。  
 2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車をいう。  
 3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。  
 4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 5 ※印は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成5年8月31日(輸入自動車にあつては、平成6年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)  
 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 7 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 8 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)  
 9 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			7-58-1-2 (1) ④ア関係						適用関係 告示根拠		
		適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	備考			
21	L F M	C D M	A	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		175項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
Q	R												
30	3	C	A	平 30.10.1	令 3.1.1※1	令 3.1.1	WLTCモード* (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009		189 項
	4	D		令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTCモード* (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上		190 項
	5	M		令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTCモード* (g/km)	同上	同上	同上	同上		—
	6												
7													

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表①-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表①-1]

- (1) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値  
 (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表①-2]

- (3) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表①-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			7-58-1-2 (1) ④イ関係						ディーゼル4モード*関係				
		適用時期			測定モード* (単位)	モード*規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード* (%)	適用関係 告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17 項	同上	同上		
57	N	昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		18 項	同上	同上		
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		22 項	同上	同上		
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30 項	同上	同上		
平 3	S	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	33 項	同上	同上		
5	KA	平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	※	43 項	同上	同上		
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62 項	同上	同上		
14	KP HW TH XH LH YH UH ZH	平 14.10.1	平 16.9.1～ 平 19.8.31	平 16.9.1～ 平 19.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	76 項		
17	A	C D M	E	平 17.10.1	平 15.10.1～ 平 22.8.31	平 15.10.1～ 平 22.8.31	10・15 モード* × 0.88+11 モード* × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NMHC とする。	105 項	25	105 項
	平 20.10.1			平 18.11.1～ 平 22.8.31	平 18.11.1～ 平 22.8.31	10・15 モード* × 0.75+JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		111 項		111 項
	平 21.10.1			平 18.11.1～ 平 22.8.31	平 18.11.1～ 平 22.8.31	JC08H モード* × 0.75+JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		128 項		128 項

- 注1 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。  
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 3 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあつては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあつては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成6年8月31日（輸入自動車に

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

あつては、平成7年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)

- 4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 5 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 6 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)
- 7 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号			区分			7-58-1-2 (1) ④イ関係					適用関係告示根拠			
				適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値							
	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	NMHC	NOx		PM	備考						
21	L	C	E	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	JC08H モード <sup>*</sup> ×0.75+JC08C モード <sup>*</sup> ×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		175 項		
30	3	C	E	平 30.10.1	令 3.1.1※1	令 3.1.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009		189 項		
				4	D	令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上		190 項
				5	M	令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上		—
				6											
7															

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

**7-58-16 従前規定の適用⑫**

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成23年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以後に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑫-1]

- (1) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑫-2]

- (3) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号			区分			7-58-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード関係							
				適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	適用関係告示根拠						
	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx		PM	備考	ディーゼル4モード <sup>*</sup> (%)									
なし	なし	なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
昭 54	K			昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	同上	同上	同上	同上		17 項	同上	同上					
57	N			昭 57.10.1	昭 58.9.1	昭 59.4.1	同上	同上	同上	同上		18 項	同上	同上					
58	P			昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	同上	同上	同上		22 項	同上	同上					
63	S			昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	同上	同上	同上		34 項	同上	同上					
平 5	KB			平 5.10.1	平 6.9.1	平 7.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43 項	同上					
9	KF HB DD WD DE WE DF WF			平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47 項	同上					
															2.70	0.62	0.97	0.43	AT
10	KJ HE DN WN DP WP DQ WQ			平 10.10.1	平 11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67 項	同上					
15	KQ			平 15.10.1	平 16.9.1~	平 16.9.1~	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76 項	同上	76 項				

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	HX			平 19. 8. 31	平 19. 8. 31										
	TJ														
	XJ														
	LJ														
	YJ														
	UJ														
	ZJ														
17	A	C	F	平 17. 10. 1	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	10・15 モード × 0.88+11 モード × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HC につい ては NMHC とする。	105 項	25	105 項 111 項 128 項 81 項
	B	D		平 20. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 23. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 23. 8. 31	10・15 モード × 0.75+JC08C モ ード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111 項		
	C	M		平 22. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 23. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 23. 8. 31	JC08H モード × 0.75+JC08C モ ード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128 項		
	D														
	N														
	P														

- 注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。  
 2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。  
 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 5 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 6 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)  
 7 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						7-58-1-2 (1) ④ウ関係						適用関係 告示根拠			
規制年	識別記号			適用時期			測定モード(単位)	モード規制値							
				新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸 入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM		備考		
22	S	C	F	平 22. 10. 1	平 23. 9. 1	平 23. 9. 1	JC08H モード ×0.75+JC08C モード × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009		175 項		
30	3	C	F	令 1. 10. 1	令 3. 9. 1※1	令 3. 9. 1	WLTC モード (g/km) ※2	0.88	0.037	0.36	0.013		189 項		
				4	D	令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	WLTC モード (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上		190 項
				5	M	令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上		—
				6											
7															

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

- (1) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値  
 (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑬-2]

- (3) 7-58-1-2 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						7-58-1-2 (1) ④ウ関係						ディーゼル4モード関係				
規制年	識別記号			適用時期				測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード (%)	適用関係 告示根拠
				新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス 非認証車を 除く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし			昭 54. 3. 31 以前	昭 55. 2. 29 以前	昭 56. 3. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
						平 18. 9. 30 以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上	1 項 表 10 号	同上	77 項	
昭 54	K			昭 54. 4. 1	昭 55. 3. 1	昭 56. 4. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	17 項	同上	なし	
57	N			昭 57. 10. 1	昭 58. 9. 1	昭 59. 4. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	18 項	同上	同上	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	22項	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	25項	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	44項	同上	同上
							9.20	3.80	7.80	0.96				
9	KG	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上
	HC													
	DG													
	WG													
	DH													
	WH													
	DJ													
WJ														
15	KR	平15.10.1	平16.9.1~ 平19.8.31	平16.9.1~ 平19.8.31		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量 12t以下	77項	同上	77項
	TK													
	XK													
	LK													
	YK													
	UK													
	ZK													
	なし				平18.10.1~ 平19.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項84項 【注5】 表2号	なし	81項
17	A	平17.10.1	平15.10.1~ 平22.8.31	平15.10.1~ 平22.8.31		10・15モード× 0.88+11モード× 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	105項	25	105項 81項
	C													
	F													
	B													
	D													
	M													
	N													
	P													
	なし				平15.10.1~ 平22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81項
	A	平20.10.1	平18.11.1~ 平22.8.31	平18.11.1~ 平22.8.31		10・15モード× 0.75+JC08Cモード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	25	111項 81項
	C													
	F													
	B													
	D													
	M													
	N													
	P													
	なし				平18.11.1~ 平22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81項
	A	平21.10.1	平18.11.1~ 平22.8.31	平18.11.1~ 平22.8.31		JC08Hモード× 0.75+JC08Cモード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項	25	128項 81項
	C													
	F													
	B													
	D													
	M													
	N													
	P													
	なし				平18.11.1~ 平22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81項

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 直噴式とは、直噴式の原動機を有する自動車という。
- 平成元年規制については、直噴式の原動機を有する自動車及び車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。
- 排出ガス非認証車のモード規制値欄備考欄の【注5】は、7-58-1-2(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
- 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)
- 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表③-2 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分						7-58-1-2(1)④ウ関係					
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸 入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	備考	
21	L M Q R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009		175項
30	3	令1.10.1	令3.9.1※1	令3.9.1	WLTCモード(g/km)※2	0.88	0.037	0.36	0.013		189項
	4	令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード(g/km)※3	同上	同上	同上	同上		190項
	5	令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード(g/km)	同上	同上	同上	同上		—
	6 7										

- 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

**7-58-18 従前規定の適用④**

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

- ① 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表④-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
- ② ①以降のものであって、平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは令和元年8月31日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成29年10月1日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは平成30年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは令和元年8月31日）以前のものについては、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成29年8月31日（第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量が7.5tを超えるものにあつては平成30年8月31日、車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のものは令和元年8月31日）以前のものについては、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表④-1]

- (1) 7-58-1-2 (1) ③の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表④-2]

- (3) 7-58-1-2 (1) ③の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表④-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モード（単位）	7-58-1-2 (1) ③関係					適用関係 告示根拠	ディーゼル4モード <sup>*</sup> 関係	
		適用時期	適用時期	適用時期	適用時期		CO	HC	NOx	PM	備考		ディーゼル4モード <sup>*</sup> (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス 非認証車を 除く。)	排出ガス非 認証車									
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	平18.9.30 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
						同上	同上	同上	同上	同上		1項 表10号	同上	77項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	なし
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		18項	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		22項	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		27項	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		38項	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96		48項	同上	同上
10	KK HF DR WR DS WS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量 12t以下	68項	同上	同上
11	KL HM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車両総重量 12t超	69項	同上	同上
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL	平15.10.1	平16.9.1～ 平19.8.31	平16.9.1～ 平19.8.31		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量 12t以下	77項	同上	77項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)										
	PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF PG VG PH VH														
	なし				平 18.10.1～ 平 19.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	25	84項 表2号
16	KS HZ TM XM LM YM UM ZM PJ VJ PK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10.1	平 17.9.1～ 平 19.8.31	平 17.9.1～ 平 19.8.31		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量 12t超	77項	同上	77項	
	なし				平 18.10.1～ 平 19.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	25	84項 表2号	
17	A C G B D C J D K N M P	平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 22.8.31	平 19.9.1～ 平 22.8.31		JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	2.70	0.036	HC については、MHC とする。車両総重量 12t超	126項	25	126項 84項 表2号	
		平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 23.9.30	平 19.9.1～ 平 23.9.30		同上	同上	同上	同上	同上	HC については、MHC とする。車両総重量 12t以下	同上	同上	同上	
	なし				平 15.10.1～ 平 22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t超	84項 表1号	同上	84項 表2号	
					平 15.10.1～ 平 23.9.30	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t以下	同上	同上	同上	

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。  
 3 平成元年規制については、車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。  
 4 モード規制値欄中備考欄の【注5】は、7-58-1-2 (3) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。  
 5 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。  
 6 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)  
 7 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑭-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)										
規制年	識別記号			区分				測定モード (単位)	7-58-1-2 (1) ③関係					適用関係 告示根拠
				適用時期					モード規制値					
	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	NMHC	NOx		PM	備考				
21	L M Q R	C D J K N P Q R S T M	A G	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	0.90	0.013	車両総重量 12t 超	165 項	
				なし				平 22.9.1	同上	同上	同上			同上
22	S T	C D J K N P Q R S T M	A G	平 22.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 12t 以下	165 項	
				なし				平 23.10.1	同上	同上	同上			同上
28	2	C D J K N P Q R S T M	A G	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	WHDC : WHTC ホットモード × 0.86 + WHTC コールドモード × 0.14 【注3】 及び WHSC モード (g/kWh)	同上	同上	0.70	同上	車両総重量 7.5t 超 (第五輪荷重を有する牽引車以外)	84 項	
				なし				平 29.9.1	同上	同上	同上			同上
	2	C D J K N P Q R S T M	A G	平 30.10.1	令 1.9.1	令 1.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 7.5t 以下	84 項	
				なし				令 1.9.1	同上	同上	同上			同上
	2	C D J K N P Q R S T M	G	平 29.10.1	平 30.9.1	平 30.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 7.5t 超の第五輪荷重を有する牽引車	84 項	
				なし				平 30.9.1	同上	同上	同上			同上

注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄備考欄の【注2】は、7-58-1-2(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
- 4 測定モード欄中の【注3】は、指定自動車等以外の自動車についてWHSCモードを実施しないことを示す。
- 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-19 従前規定の適用⑮**

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区分					7-58-1-2(1)⑥ア関係									
規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
								CO	HC	NOx	PM	備考		
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車												
なし	TN	LN	UN	NA	NF	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項	
17	A	E	A	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～22.8.31	10・15モード <sup>*</sup> ×0.88+11モード <sup>*</sup> ×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	HCについてはNMHCとする。	107項	
				平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	10・15モード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113項
				平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	JC08Hモード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	L	E	A	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～25.2.28	10・15モード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134項	
				平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177項
30	3	E	A	平30.10.1	令2.9.1※1	令2.9.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)※2	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	189項	
				令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
				令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
  - 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
  - 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
  - 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
  - 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

**7-58-20 従前規定の適用⑯**

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて車両総重量3.5t以下のものに限る。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

区分					7-58-1-2(1)⑥ア関係								
規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠
								CO	HC	NOx	PM	備考	
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車											
なし	TN			平17.9.30	平19.8.31	平19.8.31	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	LN UN NA NF なし			以前	以前	以前							
17	A C D N	E F G H Y Z	A	平 17.10.1	平 15.10.1～ 22.8.31	平 15.10.1～ 22.8.31	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.88 + 11 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.12 \text{ (g/km)}$	1.92	0.08	0.20	0.019	HC については NMHC とする。	107 項
				平 20.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
				平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	$\text{JC08H ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R	E F G H Y Z	A	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	0.11	0.007	同上	134 項
				平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	$\text{JC08H ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7	E F G H Y Z	A	平 30.10.1	令 2.9.1※1	令 2.9.1	$\text{WLTC ㉮} \cdot \text{ト} \cdot \text{㉮} \text{ (g/km)} \text{ ※2}$	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	189 項
				令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	$\text{WLTC ㉮} \cdot \text{ト} \cdot \text{㉮} \text{ (g/km)} \text{ ※3}$	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
				令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	$\text{WLTC ㉮} \cdot \text{ト} \cdot \text{㉮} \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-21 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定㉮ <sup>㉮</sup> (単位)	7-58-1-2 (1) ⑥イ関係					適用関係告示根拠		
		適用時期				㉮ <sup>㉮</sup> 規制値							
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	TP LP UP NC NH なし	平 17.9.30 以前	平 19.8.31 以前	平 19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80 項		
17	A C D N	E F G H Y Z	E	平 17.10.1	平 15.10.1～ 22.8.31	平 15.10.1～ 22.8.31	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.88 + 11 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.12 \text{ (g/km)}$	1.92	0.08	0.19	0.017	HC については NMHC とする。	107 項
				平 20.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
				平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	$\text{JC08H ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R	E F G H	E	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	$10 \cdot 15 \text{ ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.75 + \text{JC08C ㉮} \cdot \text{ト} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	0.11	0.007	同上	134 項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
		Y Z		平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCO8H モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3	E	E	平 30. 10. 1	令 2. 9. 1	令 2. 9. 1※1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※2	2. 03	0. 16	0. 23	0. 009	同上	189 項
	4	F		令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
	5	G											
6	H			令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-22 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	区分			7-58-1-2(1)⑥ウ関係									
	識別記号	適用時期			測定モ-ト <sup>*</sup> (単位)	モ-ト <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	TQ LQ UQ NI ND NE なし	平 17. 9. 30 以前	平 19. 8. 31 以前	平 19. 8. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80 項		
17	A C D N Y Z	E F G H Y Z	F	平 17. 10. 1	平 15. 10. 1 ~ 22. 8. 31	平 15. 10. 1 ~ 22. 8. 31	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.88+11 モ-ト <sup>*</sup> × 0.12 (g/km)	4. 08	0. 08	0. 33	0. 020	HC については NMHC とする。	107 項
				平 20. 10. 1	平 18. 11. 1 ~ 22. 8. 31	平 18. 11. 1 ~ 22. 8. 31	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
				平 21. 10. 1	平 18. 11. 1 ~ 22. 8. 31	平 18. 11. 1 ~ 22. 8. 31	JCO8H モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R Y Z	E F G H Y Z	F	平 21. 10. 1	平 20. 3. 25 ~ 25. 2. 28	平 20. 3. 25 ~ 25. 2. 28	10・15 モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	0. 20	0. 009	同上	134 項
				平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCO8H モ-ト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ-ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7	E F G H Y Z	F	令 1. 10. 1	令 3. 9. 1※1	令 3. 9. 1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※2	4. 48	0. 23	0. 36	0. 013	同上	189 項
				令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	令 3. 10. 1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
				令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	令 4. 10. 1	WLTC モ-ト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。  
 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

7-58-23 従前規定の適用㉑

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2(1)⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉑ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				測定モード* (単位)	7-58-1-2(1)⑤関係					適用関係告示根拠
		適用時期	適用時期	適用時期	適用時期		モード規制値	モード規制値	モード規制値	モード規制値	備考	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を 除く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM		
なし	TR LR UR NE NJ なし	平 17.9.30 以前	平 19.8.31 以前	平 19.8.31 以前		なし	なし	なし	なし	なし		80項
	なし				平 19.8.31 以前	同上	同上	同上	同上	同上		同上
17	A C D N	平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 22.8.31	平 19.9.1～ 平 22.8.31		JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	2.7	0.036	HC について は NMHC とす る。車両総重 量 12t 超	130項
	E F G											
	Y Z	平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 23.9.30	平 19.9.1～ 平 23.9.30		同上	同上	同上	同上	同上	HC について は NMHC とす る。車両総重 量 12t 以下	同上
	なし				平 15.10.1～ 平 22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	HC について は NMHC とす る。 【注3】 車両総重量 12t 超	同上
21	L M Q R	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1		JE05 (g/kWh)	同上	同上	0.9	0.013	HC について は NMHC とす る。車両総重 量 12t 超	-
	E F G H Y Z											
なし					平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	【注3】	-
22	S T	平 22.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1		JE05 (g/kWh)	同上	同上	0.9	0.013	HC について は NMHC とす る。車両総重 量 12t 以下	-
	E F G H Y Z											
なし					平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	【注3】	-

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 モード規制値欄備考欄の【注3】は、7-58-1-2(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があること。

4 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-24 従前規定の適用㉒

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1-2(1)⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉒ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1-2(1)⑥エ関係					適用関係告示根拠
		適用時期	適用時期	適用時期		モード規制値	モード規制値	モード規制値	モード規制値	備考	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		
なし	TS LS	平 17.9.30 以前	平 19.8.31 以前	平 19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		80項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	US NB NG なし												
17	A C D N Y Z	E F G H Y Z	D	平 17.10.1	平 15.10.1～ 22.8.31	平 15.10.1～ 22.8.31	10・15 モト <sup>*</sup> × 0.88+11 モト <sup>*</sup> ×0.12 (g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	HC については NMHC とする。	107 項
				平 20.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	10・15 モト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
				平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	JC08H モト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R Y Z	E F G H Y Z	D	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	10・15 モト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	134 項
				平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モト <sup>*</sup> × 0.75+JC08C モ ト <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7	E F G H Y Z	D Y	令 1.10.1	令 3.9.1※1	令 3.9.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※2	7.06	0.16	0.23	0.009	同上	189 項
				令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
				令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト <sup>*</sup> (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。  
 3 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。  
 4 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。  
 5 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7-58-25 従前規定の適用②

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1-2 (1) ⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。  
 なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。  
 (2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表② 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

区分		7-58-1-2 (1) ⑧ア関係									ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード <sup>*</sup> (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を 除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平 15.9.30 以前	平 16.8.31 以前	平 16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1 項 8 号	なし	1 項 8 号
平 15	SA	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8 【26】 (g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	【注①】	93 項	40 【注①】	100 項
平 19	E C D M	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53	【注①】	146 項	40 【注①】	147 項
平 25	X C D M	平 25.10.1	平 27.9.1	平 27.9.1	8 【26】 (g/kWh) NRTC (g/kWh)	6.5	0.9	5.3	0.04	HC につい ては NMHC とする。 【注①】	162 項	25 【注①】	162 項
平 26	Y C D M	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	8 (g/kWh) 試験サイクルはデイス クリット <sup>*</sup> 又は RMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。 【注①】	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。  
 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1-2 (4) により、規制の適用が猶予されることを示す。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-26 従前規定の適用②**

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) 7-58-1-2 (1) ⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。

なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。

(2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表② 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力37kW以上56kW未満のもの）

区分				7-58-1-2 (1) ⑧イ関係								ディーゼル8モード 黒煙関係			
規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード <sup>*</sup> (%)	適用関係 告示根拠
				新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし			平 15. 9. 30 以前	平 16. 8. 31 以前	平 16. 8. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項8号	なし	1項8号
平 15	SB			平 15. 10. 1	平 16. 9. 1	平 16. 9. 1	8【26】(g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	同上	97項	40【注①】	100項
平 20	K	C	N	平 20. 10. 1	平 21. 9. 1	平 21. 9. 1	同上	同上	0.93	5.32	0.42	40	144項	35【注①】	147項
平 25	X	C	N	平 25. 10. 1	平 26. 11. 1	平 26. 11. 1	8【26】(g/kWh)	6.5	0.9	5.3	0.033	25	160項	25【注①】	160項
							NRTC (g/kWh)								
平 26	Y	C	N	平 28. 10. 1	平 29. 9. 1	平 29. 9. 1	8 (g/kWh) 試験サイクルはデイス クリート <sup>*</sup> 又はRMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	同上	同上	HCについてはNMHCとする。 【注①】	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。  
 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注①】は、7-58-1-2 (4) により、規制の適用が猶予されることを示す。  
 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-27 従前規定の適用③**

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成27年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) 7-58-1-2 (1) ⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。

なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。

(2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表③ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力56kW以上75kW未満のもの）

区分				7-58-1-2 (1) ⑧ウ関係								ディーゼル8モード 黒煙関係			
規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード <sup>*</sup> (%)	適用関係 告示根拠
				新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし			平 15. 9. 30 以前	平 16. 8. 31 以前	平 16. 8. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	1項8号
平 15	SB			平 15. 10. 1	平 16. 9. 1	平 16. 9. 1	8【26】(g/kWh)	6.50	1.69	9.10	0.52	【注①】	99項	40【注①】	100項
平 20	K	C	P	平 20. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	【注①】	142項	30【注①】	147項
平 24	W	C	P	平 24. 10. 1	平 26. 4. 1	平 26. 4. 1	8【26】(g/kWh)	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについてはNMHCとする。 【注①】	158項	25【注①】	158項
							NRTC (g/kWh)								
平 26	Y	C	P	平 27. 10. 1	平 29. 9. 1	平 29. 9. 1	8 (g/kWh) 試験サイクルはデイス クリート <sup>*</sup> 又はRMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	0.53	同上	HCについてはNMHCとする。 【注①】	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。  
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。  
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注①】は、7-58-1-2(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。  
 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-28 従前規定の適用④**

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成27年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) 7-58-1-2(1)⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。

なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。

(2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表④ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力75kW以上130kW未満のもの)

区分					7-58-1-2(1)⑧エ関係						ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平15.9.30以前	平16.8.31以前	平16.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項8号	なし	1項8号
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8【26】(g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	【注①】	95項	40【注①】	100項
平19	E C R D M	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27	【注①】	140項	25【注①】	147項
平24	W C R D M	平24.10.1	平25.11.1	平25.11.1	8【26】(g/kWh) NRTC(g/kWh)	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについてはNMHCとする。 【注①】	158項	同上【注①】	158項
平26	Y C R D M	平27.10.1	平29.9.1	平29.9.1	8(g/kWh) 試験サイクルはデイスクリート又はRMC NRTC(g/kWh)	同上	同上	0.53	同上	HCについてはNMHCとする。 【注①】	—	—	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。

4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1-2(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。

5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

**7-58-29 従前規定の適用⑤**

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであつて、平成28年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1) 7-58-1-2(1)⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。

なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。

(2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表⑤ 軽油を燃料とする大型特殊自動車(定格出力130kW以上560kW未満のもの)

区分					7-58-1-2(1)⑧オ関係						ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項8号	なし	1項8号
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8【26】(g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注①】	91項	40【注①】	100項
平18	J C S D M	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	【注①】	138項	25【注①】	147項
平23	U C S D M	平23.10.1	平25.4.1	平25.4.1	8【26】(g/kWh) NRTC(g/kWh)	4.6	0.25	2.7	0.03	HCについてはNMHCとする。 【注①】	156項	同上【注①】	156項
平26	Y C S D M	平26.10.1	平28.9.1	平28.9.1	8(g/kWh) 試験サイクルはデイスクリート又はRMC NRTC(g/kWh)	同上	同上	0.53	同上	HCについてはNMHCとする。 【注①】	—	—	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)																																																																																																																																																	
<p>3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。</p> <p>4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1-2(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。</p> <p>5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。</p> <p><b>7-58-30 従前規定の適用⑥</b></p> <p>ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であつて、令和4年10月31日以前に製作されたもの(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-58-1-2(1)⑨の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表⑥ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">区分</th> <th colspan="9" style="text-align: center;">7-58-1-2(1)⑨関係</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">規制年</th> <th colspan="3" rowspan="2">識別記号</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用時期</th> <th rowspan="2">測定モード<sup>*</sup>(単位)</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">モード規制値</th> <th rowspan="2">適用関係 告示根拠</th> </tr> <tr> <th>新型生産車</th> <th>継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)</th> <th>輸入自動車</th> <th>CO</th> <th>HC</th> <th>NMHC</th> <th>NOx</th> <th>PM</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td colspan="3">なし</td> <td>平11.9.30以前</td> <td>平12.8.31以前</td> <td>平13.3.31以前</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平11</td> <td colspan="3" rowspan="2">BC BD</td> <td rowspan="2">平11.10.1</td> <td rowspan="2">平12.9.1</td> <td rowspan="2">平13.4.1</td> <td rowspan="2">二輪車暖機モード<sup>*</sup>(g/km)</td> <td>14.4</td> <td>5.26</td> <td>同上</td> <td>0.14</td> <td>同上</td> <td>2サイクル</td> <td rowspan="2">87項</td> </tr> <tr> <td>20.0</td> <td>2.93</td> <td>同上</td> <td>0.51</td> <td>同上</td> <td>4サイクル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平19</td> <td colspan="3" rowspan="2">E A L B L</td> <td>平19.10.1</td> <td>平20.9.1</td> <td>平20.9.1</td> <td>二輪車モード<sup>*</sup>(g/km)</td> <td>2.7</td> <td>0.40</td> <td>同上</td> <td>0.20</td> <td>同上</td> <td rowspan="2"></td> <td>152項</td> </tr> <tr> <td>平24.10.1</td> <td>平25.9.1【注3】</td> <td>平25.9.1</td> <td>WMTCモード<sup>*</sup>(g/km)</td> <td>3.48</td> <td>0.36</td> <td>同上</td> <td>0.28</td> <td>同上</td> <td>167項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平28</td> <td colspan="3" rowspan="2">2 A L B L</td> <td rowspan="2">平28.10.1</td> <td rowspan="2">平29.9.1</td> <td rowspan="2">平29.9.1</td> <td rowspan="2">同上</td> <td>1.58</td> <td>0.24</td> <td>同上</td> <td>0.10</td> <td>同上</td> <td>クラス2</td> <td rowspan="2">182項</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>0.21</td> <td>同上</td> <td>0.14</td> <td>同上</td> <td>クラス3</td> </tr> <tr> <td>令2</td> <td colspan="3">8 A L B L</td> <td>令2.12.1</td> <td>令4.11.1</td> <td>令4.11.1</td> <td>同上</td> <td>1.33</td> <td>0.13</td> <td>0.088</td> <td>0.096</td> <td>0.0063</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。</p> <p>2 適用時期欄の【注3】は継続生産車を除くことを示す。</p> <p>3 平成28年規制のモード規制値欄中備考に記載する車種は下表のものを示す。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">クラス2</td> <td>総排気量0.1250を超え0.1500未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満 総排気量0.1500以上かつ最高速度130km/h未満</td> </tr> <tr> <td>クラス3</td> <td>総排気量0.1250を超えかつ最高速度130km/h以上</td> </tr> </table> <p>4 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。</p>													区分				7-58-1-2(1)⑨関係									規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値						適用関係 告示根拠	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NMHC	NOx	PM	備考	なし	なし			平11.9.30以前	平12.8.31以前	平13.3.31以前	なし	平11	BC BD			平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1	二輪車暖機モード <sup>*</sup> (g/km)	14.4	5.26	同上	0.14	同上	2サイクル	87項	20.0	2.93	同上	0.51	同上	4サイクル	平19	E A L B L			平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪車モード <sup>*</sup> (g/km)	2.7	0.40	同上	0.20	同上		152項	平24.10.1	平25.9.1【注3】	平25.9.1	WMTCモード <sup>*</sup> (g/km)	3.48	0.36	同上	0.28	同上	167項	平28	2 A L B L			平28.10.1	平29.9.1	平29.9.1	同上	1.58	0.24	同上	0.10	同上	クラス2	182項	同上	0.21	同上	0.14	同上	クラス3	令2	8 A L B L			令2.12.1	令4.11.1	令4.11.1	同上	1.33	0.13	0.088	0.096	0.0063		—	クラス2	総排気量0.1250を超え0.1500未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満 総排気量0.1500以上かつ最高速度130km/h未満	クラス3	総排気量0.1250を超えかつ最高速度130km/h以上							
区分				7-58-1-2(1)⑨関係																																																																																																																																																		
規制年	識別記号			適用時期			測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード規制値						適用関係 告示根拠																																																																																																																																								
				新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NMHC	NOx	PM	備考																																																																																																																																									
なし	なし			平11.9.30以前	平12.8.31以前	平13.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし																																																																																																																																								
平11	BC BD			平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1	二輪車暖機モード <sup>*</sup> (g/km)	14.4	5.26	同上	0.14	同上	2サイクル	87項																																																																																																																																								
								20.0	2.93	同上	0.51	同上	4サイクル																																																																																																																																									
平19	E A L B L			平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	二輪車モード <sup>*</sup> (g/km)	2.7	0.40	同上	0.20	同上		152項																																																																																																																																								
				平24.10.1	平25.9.1【注3】	平25.9.1	WMTCモード <sup>*</sup> (g/km)	3.48	0.36	同上	0.28	同上		167項																																																																																																																																								
平28	2 A L B L			平28.10.1	平29.9.1	平29.9.1	同上	1.58	0.24	同上	0.10	同上	クラス2	182項																																																																																																																																								
								同上	0.21	同上	0.14	同上	クラス3																																																																																																																																									
令2	8 A L B L			令2.12.1	令4.11.1	令4.11.1	同上	1.33	0.13	0.088	0.096	0.0063		—																																																																																																																																								
クラス2	総排気量0.1250を超え0.1500未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満 総排気量0.1500以上かつ最高速度130km/h未満																																																																																																																																																					
クラス3	総排気量0.1250を超えかつ最高速度130km/h以上																																																																																																																																																					